

Park Line 870 利用規約

京浜急行電鉄株式会社（以下「運営管理者」といいます。）が提供する「Park Line 870」（以下「本施設」といいます。）の利用に関して、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。なお、運営管理者が本規約とは別に本施設にかかるその他の規則・ルール等を定めるときは、本規約と一体となり、これを補完するものとします。

第1条（利用規約の同意）

本施設の利用を希望する個人および団体、事業者は、本規約を一読し、運営管理者あてに、川崎 newcal の専用WEBサイト（以下「専用サイト」といいます。）に掲載の利用申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、メールにて申込みものとします。また、予約受付メールが利用者に届いた時点で、本施設の申込みが完了し、京急グループプライバシーポリシーおよび本規約に同意したものとします。

京急グループ プライバシーポリシー <https://www.keikyu.co.jp/privacypolicy.html>

第2条（本施設の利用者資格）

1. 本施設を利用できる者は、次のとおりとします。

(1) 前条により本規約に同意した個人および団体、事業者（以下総称して「利用者」といいます。）

(2) 利用者が同伴した個人（以下「ゲスト」といいます。）

2. 利用者は、本施設を利用するにあたり、本規約を遵守し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、ゲストにも本規約を遵守させるものとします。

第3条（販売遵守事項）

1. 本施設の利用目的に食品の販売等を含む場合は、次の各号すべてを満たす必要があります。

(1) 食品衛生責任者、またはそれに代替える資格を有する。

(2) 神奈川県川崎市において、公的機関の発行する営業許可を有する。

(3) 生産物賠償責任保険等に加入している。

(4) 保健所が定める手順どおりに販売品を衛生的に扱える。

第4条（本施設の利用可能時間）

本施設は、専用サイト内に記載の利用可能時間内に限り利用することができるものとします。

第5条（本施設の利用申込方法）

本施設の利用申込方法は、本規約に定めるほか、別紙1に記載のとおりとします。

第6条（本施設の利用制限）

運営管理者は、申込書の内容を確認後、利用者に対し本施設の利用をお断りする場合があります。

第7条（利用料金）

1. 利用者は、本施設を利用するにあたり運営管理者に対して利用料金を支払うものとします。
2. 本施設の利用料金は、1日あたり10,000円(税抜)で、平日、土日祝日とも同一料金とします。

※地域団体の利用や公共性の高い事業については、運営管理者の判断で料金をいただかない場合や割引をする可能性があります。詳細はお問い合わせください。

3. 利用者またはゲストが、故意または過失により、本施設に設置された什器等を破損、毀損、汚損等した場合は、運営管理者は修理・交換・清掃等に要する費用を利用者に別途請求することができるものとします。

第8条 (利用料金の支払い方法)

1. 利用者は、前条に定める利用料金について、ご利用日の前日までに、運営管理者の発行する請求書に従い指定する銀行口座に振り込み、支払うものとします。なお振込手数料は利用者の負担といたします。
2. 利用料金に課税される消費税および地方消費税等については、その法律に定める税率により算出した税額を利用者が負担するものとし、その支払い方法については前項に従うものとします。

第9条 (キャンセル)

1. キャンセル料は次の各号のとおりとします。
 - (1) 利用1週間前までのキャンセル：無償
 - (2) 利用1週間前から前日までのキャンセルの場合：利用料の10%
 - (3) 当日：利用料の100%

※荒天時など、運営管理者が中止の判断をした場合は除きます。

2. 雨天や感染症蔓延により、利用者判断で本施設を利用しなかった場合であっても、前項のキャンセル料が発生します。なお利用者は、前項第3号のキャンセル料(利用料の100%)を運営管理者に支払った場合に限り、3か月以内での無償での振替が可能です。中止判断した時点から1週間以内に運営管理者までご連絡ください。

第10条 (利用スペース)

利用可能スペースは別紙2の地域イベント実施可能区画となります。

第11条 (本施設の利用権原)

利用者は、賃貸借または使用貸借等の本施設を継続的に占有する権原を有さず、本施設を短期的かつ一時的に利用することとします。

第12条 (運営管理の再委託)

運営管理者は、本施設の運営管理の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第13条 (利用制限・禁止事項)

1. 利用者は、本施設を利用する権利について、運営管理者の許可なく第三者に譲渡または貸与等を行うことはできないものとします。

2. 本施設内において発生した盗難、事故等について、運営管理者は一切の責任を負いません。利用者の責任で、盗難防止および事故防止の対策をお願いします。
3. 食品販売行為において、食中毒、事故、トラブル等に対しては、運営管理者は責任を負いかねますので、利用者が各自生産物賠償保険等に加入するとともに、利用者の責任にて対応してください。
4. 利用者は本施設の利用に際し、各自ゴミ箱を設置し、ごみは各自で持ち帰ってください。
5. 利用者は、本施設の利用にあたり、次に定める行為またはこれに類似する行為を行わないものとします。
 - (1) 本施設内での裸火・直火の使用（利用前に運営管理者が指定した者に対し、別紙3 出店時報告書を提出した場合は除く）
 - (2) 大音量、振動、悪臭の発生等、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為
 - (3) 楽器（ドラム、アンプを通した楽器（エレキギター等）の演奏
 - (4) 釘やアンカーを打つなど、原状回復困難な装飾
 - (5) 宗教活動または政治活動に関する利用
 - (6) 本施設内での喫煙行為（本施設内では喫煙場所は設けておりません）
 - (7) 本施設の利用権の全部または一部を第三者へ譲渡・転借すること
 - (8) 公序良俗に反する行為、その他運営管理者が不適切と判断する行為
 - (9) 本施設を反社会的勢力に占有させ、または本施設に反復継続して出入りさせる行為
 - (10) 本施設およびその周辺において、暴行、脅迫、暴言、騒乱、粗暴な行為その他本施設の秩序および風紀を乱す行為
 - (11) 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為
 - (12) その他運営管理者や第三者に対する迷惑行為
 - (13) その他本規約等に反する行為
6. 近隣への配慮のため、音出しは20時までとします。
7. 排水は、本施設内に設置された排水桝を使用してください。使用済みの油やゴミ（野菜くずや残飯）を排水桝、汚水桝に流すことはできません。利用者の責任でお持ち帰りをお願いします。
8. 運営管理者は、利用者が前各項の禁止事項に違反していると疑われる場合、利用者に直ちに本施設の利用を中止させることができるものとします。

第14条（免責）

運営管理者は、次の各号に定める事由により利用者が被った損害については、その責を免れるものとします。

- (1) 利用者の荷物・貴重品・電子データ等の私物の紛失・消失・盗難・破損または汚損等
- (2) 本施設内における事故、怪我、疾病等
- (3) 本施設の法令等に伴う修理、変更、改造、または保守作業等の実施に伴う本施設のやむを得ない使用停止等
- (4) 地震、火災、風水害等の天災地変、停電、暴動または盗難、官公庁からの指導等

(5) その他運営管理者の責に帰さない事由による損害等

第15条 (原状回復)

利用日が終了したときは、利用者は申込書に定めた期日までに、利用者が本施設を原状に復して運営管理者に明け渡すものとします。その際、本施設に持ち込んだ什器、備品、食材は利用者が全てお持ち帰りください。

第16条 (表明保証)

運営管理者および利用者は、相手方に対して、本施設利用予約前、予約時から終了時までのすべての時点において、自らが（利用者においてはゲストを含みます。）暴力団、暴力団関係者、暴力団関係団体、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員（以下総称して「暴力団等」といいます。）ではなく、かつ暴力団等に該当するおそれもないことを表明し保証します。

第17条 (損害賠償)

利用者の責に帰する事由により、本施設、運営管理者または他の利用者その他の第三者に損害を与えた場合、利用者はその損害（弁護士費用、逸失利益を含む間接損害、特別損害を含むがこれらに限られない。）を賠償するものとします。

第18条 (協議, 準拠法, 言語, 管轄裁判所)

1. 本規約に定めのない事項については、民法その他関係法令に従い、利用者および運営管理者が互いに誠意をもって都度協議し解決することとします。

第19条 (守秘義務)

運営管理者は、利用者の個人情報（個人情報保護法第2条に定める個人情報をいいます。以下同じ。）等の秘密性の高い情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して提供できないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は除きます。

(1) 法令規則等により、または政府機関、証券取引所その他公的機関等より要請された場合

(2) 本施設の管理・運営上必要な限りにおいて情報を開示しなければならない場合

2. 運営管理者は、利用者から開示を受けた個人情報を厳重に管理する義務を負うものとします。

3. 本条の規定は、本規約に基づく利用期間終了後も存続するものとします。

第20条 (本規約等の改定)

1. 運営管理者は、合理的な告知期間をもっていつでも本規約（第6条の利用料金を含みます。）を改定できるものとします。なお、改定した本規約の効力はすべての利用者に及ぶものとします。

2. 運営管理者は、本規約の全部または一部を改定する場合、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日の1ヶ月前までに本施設に掲示し、または、専用サイトへ掲載することその他の適宜の方法により、これを利用者に告知するものとします。

以上

<作成>2023年4月1日

<改定>2024年4月3日

別紙 1

ご利用までの流れ

①利用申込

原則利用日の半年前から2カ月前までに、申込書をダウンロードの上、必要書類とともに kawasakinewcal_p3i@keikyu-group.jp にご送付ください。

なお、申込書の提出を以って、規約に同意したものとさせていただきます。

<必要書類>

1. 申込書
2. 利用者の身分証明書
3. 営業許可証
4. 食品衛生責任者証
5. PL 保険証書

※3～5については、飲食関連利用の場合に限ります。

②運営管理者による審査

申請から1週間以内に、運営管理者より本施設ご利用の可否を判断し、ご連絡をいたします。合わせて利用料の請求書を運営管理者から発行いたします。

③お支払い

ご利用日の前日までに、請求書にて指定する口座に利用料をご入金ください。なお、その際の振込手数料は利用者の負担とします。利用料のご入金が期日までに確認できない場合は、本施設はご利用いただけません。

④ご利用当日

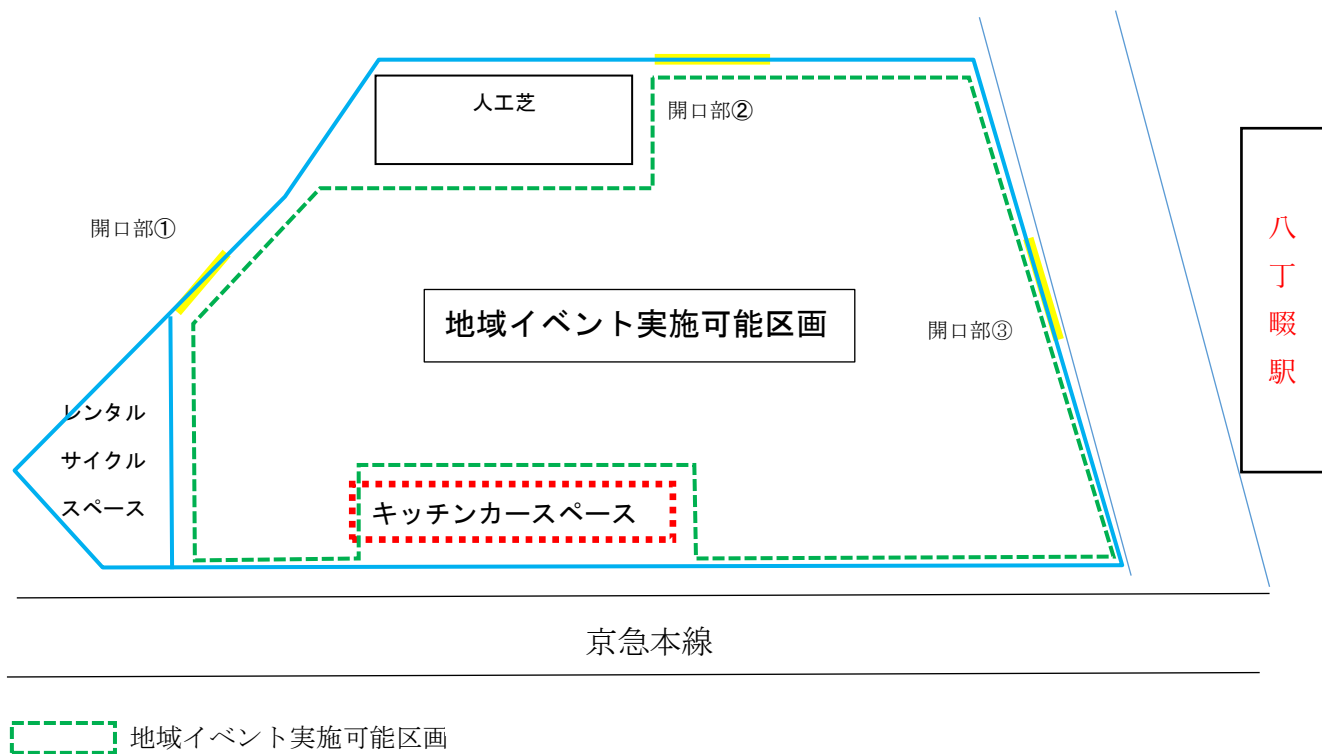
本規約に則り、ご利用いただきますようお願いいたします。

⑤本規約および申込書の掲載サイト

<https://newcal.jp/kawasaki/>

別紙2 利用スペース

住所：川崎市川崎区池田 1-16



別紙3 出店時報告書

	日付	日付	日付	日付	日付
内容					
1. 消火器について					
① 車外の出入り口付近に設置した					
② 家庭用ではない（10型推奨）					
③ 使用期限は切れていない					
④ ガスの圧力は規定内である（噴射しない場合あり）					
2. プロパンガスについて					
① ガスの交換時はすべてのコックをしめる					
② ガスの交換時はすべての火を消す					
③ ボンベは倒れないように固定している					
④ ボンベは火から離れた位置に置いている					
⑤ 火の回りに燃えるものは置いていない					
⑥ コックが複数ある場合、1つずつ火をつける					
⑦ ホースの接続部にゆるみがない					
⑧ ガス臭いと感じたら、販売店へ連絡する					